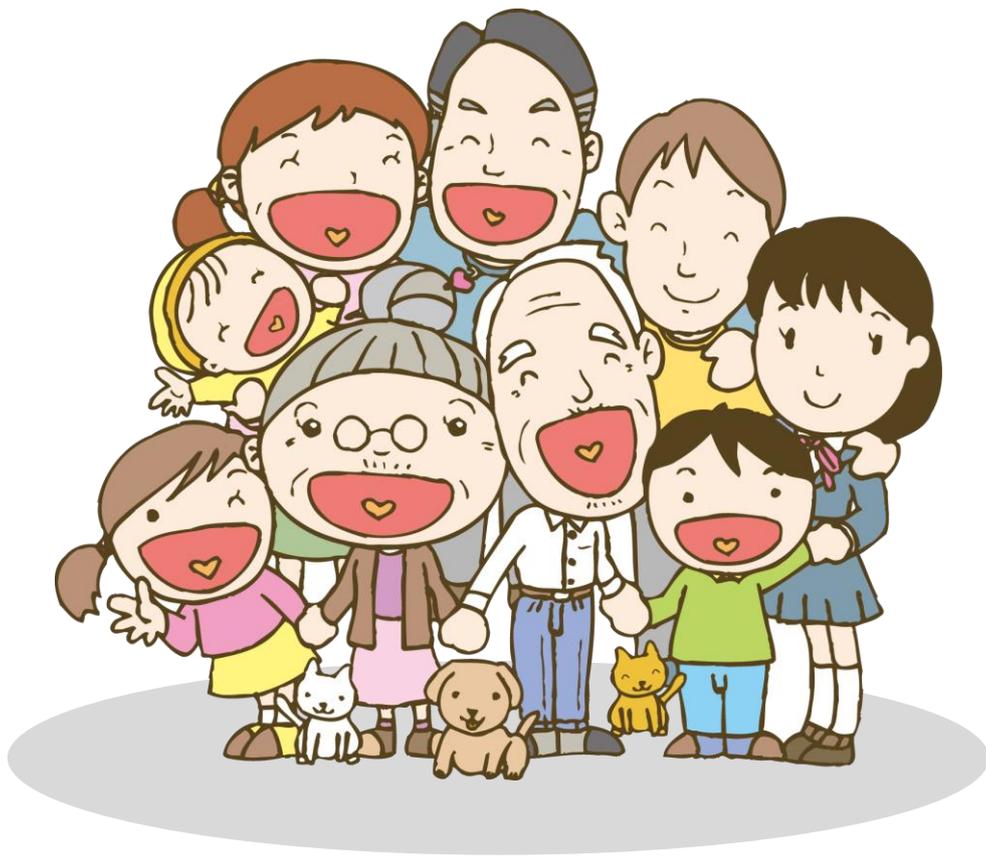


茨城町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

【 令和6年度 ~ 令和8年度 】



令和6年3月

茨城町



高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

1 計画策定の背景

本町は、令和5年10月1日現在で総人口は30,833人となっており、そのうち高齢者人口は10,836人を占め、高齢化率は35.1%と、高齢者が3人に1人を上回る人口構成となっています。

令和7年(2025年)には、いわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化の進行及び75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要は高まることが予測されるとともに、少子化の進行により生産年齢人口の減少による担い手不足が見込まれています。

本町においては、令和3年3月に策定した「茨城町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の円滑な運営などに計画的に取り組んできましたが、令和5年度で満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立し、いきいきと安心して日常生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和6年度を初年度とする「茨城町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。



2 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間として策定しました。

4 本計画における主な視点と取組

高齢化の進み方は、都市部と地方で大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標は優先順位を検討した上で、計画に定めることが重要となります。厚生労働省において、第9期計画で充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

- 介護サービス基盤の計画的な整備
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

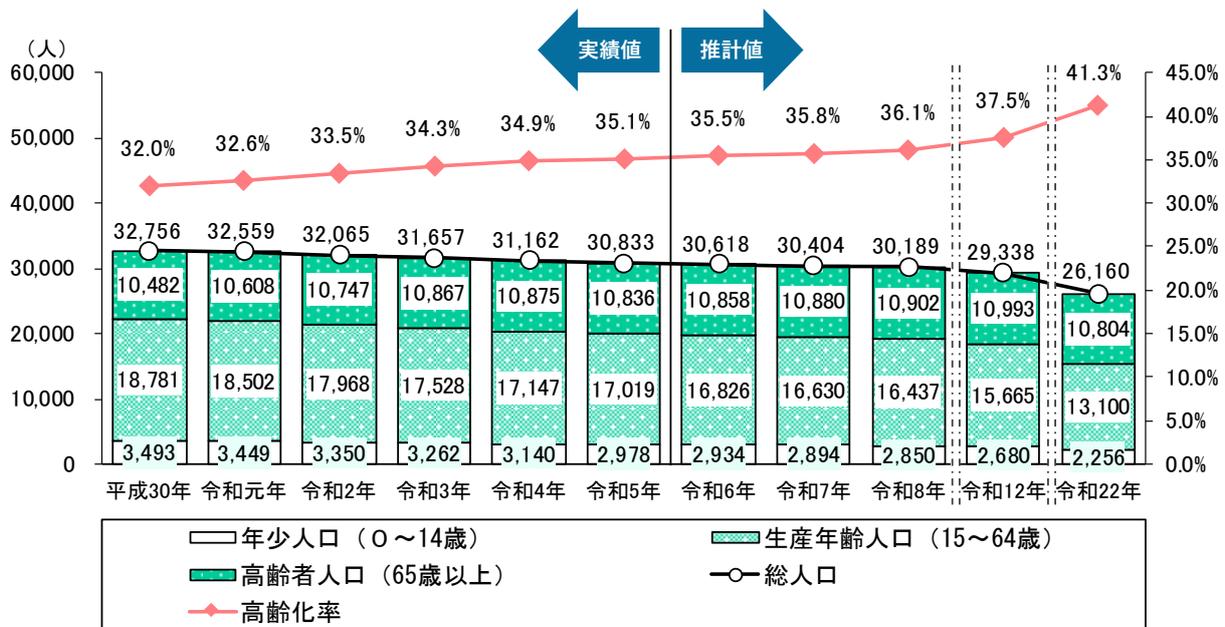


本町の高齢者を取り巻く現状と将来

1 総人口の推移と推計

令和22年には総人口が26,160人、高齢者人口が10,804人（高齢化率41.3%）になることが予測されます。

【総人口及び年齢階層別人口の推移と推計】

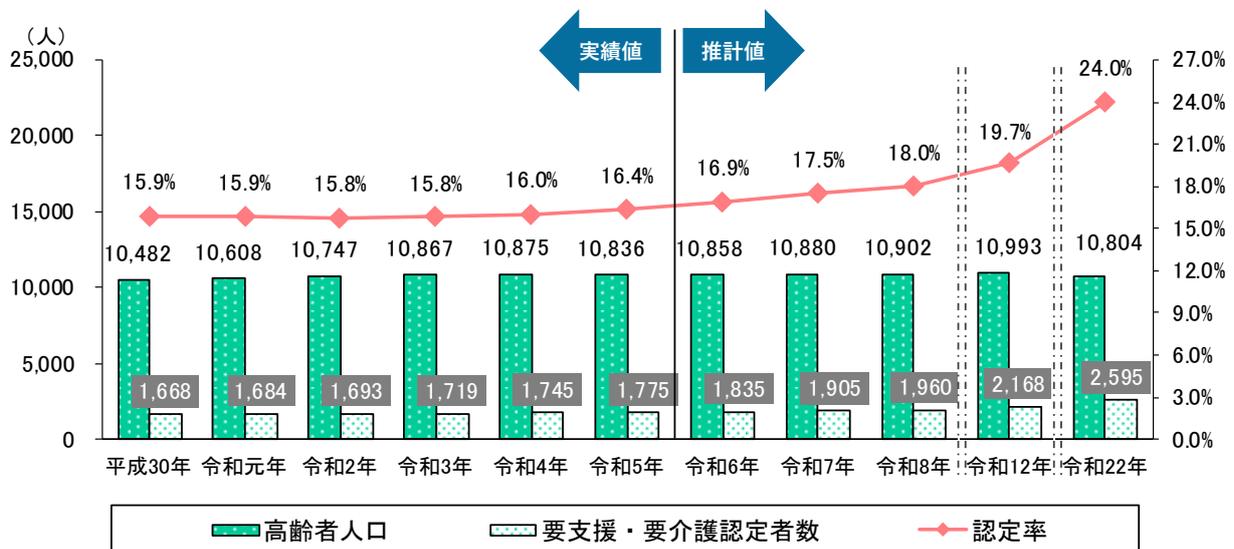


資料：平成30年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在） 推計値は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算出

2 要支援・要介護認定者数の推移と推計

令和22年には要支援・要介護認定者数が2,595人、認定率は24.0%になると予測されます。

【要支援・要介護認定者数及び認定率の推移と推計】



資料：平成30年～令和5年 介護保険事業状況報告（各年9月末日現在） 推計値は地域包括ケア「見える化」システムより



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立し、いきいきと安心して日常生活が送れるよう、取組を進めてきました。今後は、高齢化の進行に伴い、高齢者のライフスタイル、生活ニーズがますます多様化していくことが予想され、それぞれの人が持つ経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりを進めるとともに、お互いの助け合いや支え合いに基づく、地域共生社会の実現を目指し、地域づくりを推進していく必要があります。

また、要介護者が増加する中で、医療と介護の連携を図り、認知症になっても住み慣れた地域で継続して暮らしていけるよう、高齢者の生活を支えるための地域包括ケアシステムの構築を着実に進めていく必要があります。

これらの状況や介護保険制度改正の考え方を踏まえ、第9期の本計画では、

「住み慣れたまちで共に支え合い、

高齢者がいつまでも幸せに暮らせるまちの実現」

を基本理念とし、取組を進めていきます。



2 基本目標

基本目標 1 いきいきと自立し充実した生活づくり

地域で自立した生活が送れるよう、介護予防に向けた取組の充実を図り、高齢者が要介護状態になることや要介護状態の軽減、重度化の防止に努めます。

また、積極的に社会参加できるよう、生涯学習やスポーツ、交流の場の充実に努めるとともに、これまで培ってきた知識や技術を活かす場の充実を図り、高齢者自身が地域の担い手として活躍できる環境づくりを目指します。



基本目標 2 支え合い安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、介護保険サービス及び総合事業の充実と、高齢者の生活の質の向上及び家族介護の負担軽減を図ります。

また、地域活動団体やボランティアの育成・支援、関係機関等のネットワークの強化を図り、地域共生社会の実現に向けて、地域に暮らす人々がお互いに支え合う体制づくりの充実に努めます。



基本目標 3 高齢者の尊厳の保持と安全の確保

高齢者が一人の人間としての尊厳を保つことができるよう、高齢者の権利擁護に係る取組を強化します。また、高齢者の安全に配慮したまちづくりや、災害時や緊急時にも要援護者を支援できる体制づくりに努めます。





介護保険サービス見込量

■ 介護予防サービス見込量

単位：人

サービスの種類	年度	第9期			中長期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス		220	229	235	288
介護予防訪問入浴介護		0	0	0	0
介護予防訪問看護		12	13	13	16
介護予防訪問リハビリテーション		19	19	20	24
介護予防居宅療養管理指導		4	4	4	5
介護予防通所リハビリテーション		54	56	58	70
介護予防短期入所生活介護		1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）		0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）		0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）		0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与		127	133	136	168
特定介護予防福祉用具購入費		1	1	1	1
介護予防住宅改修		2	2	2	3
介護予防特定施設入居者生活介護		0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス		0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護		0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0
介護予防支援		168	176	181	222

■ 介護サービス見込量

単位：人

サービスの種類	年度	第9期			中長期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス		1,712	1,798	1,867	2,418
訪問介護		168	176	183	234
訪問入浴介護		28	29	31	38
訪問看護		129	135	141	181
訪問リハビリテーション		31	33	34	45
居宅療養管理指導		197	210	219	280
通所介護		326	340	353	461
通所リハビリテーション		185	195	201	262
短期入所生活介護		99	105	108	140
短期入所療養介護（老健）		22	22	24	30
短期入所療養介護（病院等）		0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）		0	0	0	0
福祉用具貸与		505	530	549	714
特定福祉用具購入費		7	7	8	11
住宅改修		3	3	3	4
特定施設入居者生活介護		12	13	13	18
地域密着型サービス		224	233	239	318
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0	0
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0
地域密着型通所介護		75	78	80	105
認知症対応型通所介護		0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護		149	155	159	213
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0
施設サービス		369	369	369	530
介護老人福祉施設		181	181	181	256
介護老人保健施設		186	186	186	272
介護医療院		2	2	2	2
居宅介護支援		816	855	885	1,152



介護保険サービス給付費の見込み

■介護予防サービス給付費

単位：千円

サービスの種類	年度	第9期			中長期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス		48,435	50,319	51,689	63,563
介護予防訪問入浴介護		0	0	0	0
介護予防訪問看護		3,528	3,842	3,842	4,725
介護予防訪問リハビリテーション		6,253	6,261	6,603	7,912
介護予防居宅療養管理指導		379	379	379	458
介護予防通所リハビリテーション		25,138	26,189	26,974	32,853
介護予防短期入所生活介護		127	127	127	127
介護予防短期入所療養介護（老健）		0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）		0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）		0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与		10,861	11,372	11,615	14,379
特定介護予防福祉用具購入費		229	229	229	229
介護予防住宅改修		1,920	1,920	1,920	2,880
介護予防特定施設入居者生活介護		0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス		0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護		0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0
介護予防支援		9,285	9,740	10,017	12,285
合計		57,720	60,059	61,706	75,848

■介護給付費

単位：千円

サービスの種類	年度	第9期			中長期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス		1,014,606	1,068,348	1,110,683	1,434,319
訪問介護		124,805	131,593	137,858	173,470
訪問入浴介護		21,797	22,689	24,180	29,755
訪問看護		75,750	79,407	83,432	106,207
訪問リハビリテーション		11,614	12,429	12,696	16,893
居宅療養管理指導		25,209	26,846	27,951	35,866
通所介護		309,714	323,940	336,807	438,739
通所リハビリテーション		177,990	188,381	194,417	252,853
短期入所生活介護		121,994	130,598	134,750	173,122
短期入所療養介護（老健）		27,154	27,189	29,439	37,367
短期入所療養介護（病院等）		0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）		0	0	0	0
福祉用具貸与		87,190	91,859	95,366	123,294
特定福祉用具購入費		2,265	2,265	2,635	3,587
住宅改修		4,127	4,127	4,127	5,623
特定施設入居者生活介護		24,997	27,025	27,025	37,543
地域密着型サービス		540,496	562,659	576,976	771,345
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0	0
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0
地域密着型通所介護		79,835	82,761	84,866	111,758
認知症対応型通所介護		0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護		460,661	479,898	492,110	659,587
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0
施設サービス		1,226,727	1,228,279	1,228,279	1,766,630
介護老人福祉施設		576,006	576,735	576,735	818,633
介護老人保健施設		641,873	642,685	642,685	939,138
介護医療院		8,848	8,859	8,859	8,859
居宅介護支援		148,723	156,168	161,759	210,009
合計		2,930,552	3,015,454	3,077,697	4,182,303



第1号被保険者の保険料

所得段階 区分	対象者		保険料率	第9期保険料 (年額)		
	世帯	本人				
第1段階	非課税世帯	生活保護の受給者	基準額×0.455 (基準額×0.285)	33,300円 (20,800円)		
					老齢福祉年金の受給者 合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下	
第2段階		本人非課税	合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超120万円以下	基準額×0.685 (基準額×0.485)	50,100円 (35,500円)	
第3段階			合計所得金額+課税年金収入額が 120万円超	基準額×0.69 (基準額×0.685)	50,500円 (50,100円)	
第4段階		本人課税	合計所得金額+課税年金収入額	合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下	基準額×0.90	65,800円
第5段階 (基準額)				合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超	基準額×1.00	73,200円
第6段階				合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	87,800円
第7段階		課税世帯	合計所得金額	合計所得金額が120万円以上210万 円未満	基準額×1.30	95,100円
第8段階				合計所得金額が210万円以上320万 円未満	基準額×1.50	109,800円
第9段階				合計所得金額が320万円以上420万 円未満	基準額×1.70	124,400円
第10段階				合計所得金額が420万円以上520万 円未満	基準額×1.90	139,100円
第11段階				合計所得金額が520万円以上620万 円未満	基準額×2.10	153,700円
第12段階				合計所得金額が620万円以上720万 円未満	基準額×2.30	168,300円
第13段階	合計所得金額が720万円以上			基準額×2.40	175,700円	

※第1段階から第3段階は、公費投入により本人負担が軽減されます。





**茨城町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
【概要版】**

令和6年3月

発行：茨城町

編集：茨城町保健福祉部長寿福祉課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

TEL：029-292-1111（代表）

FAX：029-219-1026

URL：<https://www.town.ibaraki.lg.jp>